

平成 29 年 11 月 27 日付告示第 15 号について

【ご質問】（投稿日：2017 年 11 月 27 日）

当該告示に「企画を主導して実施した団体・個人のみならず、同企画に参加したにとどまる者に対して学内処分を行うほか、時計台記念館に登ろうとする者については確認次第直ちに警察に通報するなどの法的措置を含め、厳正に対処する。」とあります。

このことについて下記の通り質問いたします。

- ・「学内処分」について、京都大学学生懲戒規定第 3 条のうち、第何号に該当することによる処分が行われるのかお聞かせください。
- ・「警察に通報するなど」について、「登ろうとする」時点(まだ登っていない状況)で警察に通報するという理解でよろしいですか。
- ・「警察に通報するなど」について、大学は問題解決能力を有していないため警察に対応を依頼するものと判断してよろしいですか。
- ・当該告示は威圧、脅迫することにより学生を管理するという趣旨でよろしいですか。

【回答】（回答日：2017 年 12 月 11 日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

対応は個別の状況によって異なりますから一般論としてお答えできませんが、極めて危険な行為や法令に抵触する可能性のある行為が認められ、学生や教職員の安全が本学では確保できない状況に至った場合には、「警察に通報する」ことはやむを得ない判断と考えます。